

議案第200号

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（臨時の職員を除く。）及び」を「並びに」に改め、「昭和25年法律第261号」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）及び同法」を、「占めるもの」の次に「（以下「短時間勤務職員」という。）」を加える。

第19条第1項本文中「職員」の次に「（フルタイム会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第2項中「第25条」を「フルタイム会計年度任用職員及び第27条」に改める。

第20条に次の1項を加える。

3 第4条、第5条、第7条、第9条、第15条及び第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

第21条第1項中「除く。」の次に「のうち管理者が定めるもの」を加える。

第27条の見出し中「臨時又は」を削り、同条中「臨時又は」を削り、「第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「フルタイム会計年度任用職員及び短時間勤務職員」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。